

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

## 奈良県人事委員会規則第十六号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「引き続きた」を削り、同条第二項中「条例第二条に規定する職員」を「職員」に改め、同条第三項第一号中「除く」の下に「。第十五条第二項第一号において同じ」を加え、同項第四号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同号中「をしている者（当該育児休業の期間が一箇月以下である者を除く。）」を「（次に掲げるものを除く。）をしている者」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」という。第三條の二に規定する期間内にある育児休業であつて、承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第十一条第五項中「第二十一条」を「第二十七条」に改める。

第二十一条中「第十二条」を「第十七条」に、「第十七条第一号」を「第二十三条第一号」に改め、同条を第二十七条とし、第二十条を第二十六条とし、第十九条を第二十五条とする。

第十八条中「前二条」を「前三条」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条を第二十四条とする。

第十七条第二号中「条例第二条に規定する職員」を「職員」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条第一項中「引き続きた」を削り、同条第二項中「(第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第二十二条** 条例第二十三条の三第三項に規定する勤勉手当の額は、職員の例により算定した勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務期間による割合(第三項において「期間率」という。)及び勤務成績による割合(第三項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
- 二 法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間
- 三 法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与額を減額された期間
- 四 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- 五 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている者として在職した期間
- 六 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 七 条例第二十三条の四の規定により給与額を減額された期間
- 八 勤務時間条例第十五条第一項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 九 勤務時間条例第十五条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

3 期間率及び成績率については、第十四条から第十六条まで(第十五条第二項を除く。 )の規定を準用する。

第十五条中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条を第二十条とし、第十四条を第十九条とする。

第十三条中「前二条」を「第十一条から前条まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条を第十八条とする。

第十二条第二号中「条例第二条に規定する職員」を「職員」に改め、同条を第十七条とし、第十一条の次に次の五条を加える。

（第一号会計年度任用職員の勤勉手当）

**第十二条** 条例第二十三条の二第六項に規定する勤勉手当の額は、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じ、勤勉手当基礎額に次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の勤勉手当基礎額については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

**第十三条** 前条第一項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定するその者の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十六条に規定するその者の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

**第十四条** 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）別表第二に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

**第十五条** 前条の勤務期間については、第十一条第二項（第二十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十一条第二項において同じ。）の規定を準用する。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

二 法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 育児休業法第二条の規定により育児休業（第十一条第三項第四号ア及びイに規定するものを除く。第二十二条第二項第五号において同じ。）をしている者として在職した期間

五 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

六 条例第二十三条の四の規定により給与額を減額された期間（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）

第九条第二項に規定する休暇の期間を除く。第二十二条第二項第七号において同じ。）

七 勤務時間条例第十五条第一項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日、同条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超過勤務代休時間を指定された日並びに条例第十四条の二に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

八 勤務時間条例第十五条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

3 前項第一号の期間は、次の各号に掲げる期間以外の公務傷病等による休職者であつた期間を除くものとする。

一 結核による休職者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定の適用を受ける者及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第十七号）の適用を受ける者をいう。次号において同じ。）であつた期間が、基準日以前六箇月の全期間にわたる場合における当該休職の期間

二 休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）に起因する負傷又は疾病の場合を除く。）に引き続き結核による休職者となつた者で、当該休職の期間が基準日以前六箇月の全期間にわたる場合における当該休職の期間  
（勤勉手当の成績率）

**第十六条** 成績率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

一 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評価が上位（全体評価の段階が中位より上であることをいう。）又は中位の段階である者 百分の百二・五

二 直近の業績評価の結果がない者（次号の懲戒処分を受けた者を除く。） 百分の百二・五

三 直近の業績評価の全体評価が下位（全体評価の段階が中位より下であることをいう。以下同じ。）の段階である者及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処

分を受けた者 百分の九十五以下

2 前項の成績率は、直近の業績評価の全体評語について、その者より上位である者（人事評価に係る最終の評価者が成績率を定めようとする者と同じである者に限る。）の成績率を超えてはならない。

3 第一項の場合において、直近の業績評価の全体評語が下位の段階である者のうち当該全体評語が同じ段階であるものの成績率を定めるときは、その者の直近の業績評価の全体評語が付された理由、個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

附則第二項中「第十六条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

附則第三項及び第四項中「第十六条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

別表中「別表（第十四条関係）」を「別表（第十九条関係）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。